

東扇島東公園多目的広場スポーツ等利用登録提出書類チェックシート

東扇島東公園多目的広場をスポーツ等で専用的に利用するための事前登録に必要な書類は次のとおりです。

このチェックシートで不足している書類がないか御確認いただき、下の表の順番に書類を重ね、チェックシートを表紙にして提出してください。

団体名 _____

※ □にチェックしてください。

| | 提出書類 | チェック欄 |
|---|-------------------------|--------------------------|
| ① | 申込書類チェックシート (この用紙) | <input type="checkbox"/> |
| ② | 東扇島東公園多目的広場スポーツ等利用登録申請書 | <input type="checkbox"/> |
| ③ | 東扇島東公園多目的広場スポーツ等利用登録名簿 | <input type="checkbox"/> |
| ④ | 活動概要書等 | <input type="checkbox"/> |
| ⑤ | 代表者の身分証明書の写し(運転免許証など) | <input type="checkbox"/> |
| ⑥ | 登録証送付用の封筒及び84円切手 | <input type="checkbox"/> |

(注意事項)

※③の名簿については在勤、在学等が判別できれば団体で作成されたものでも構いません。

※④については各団体の活動概要書以外でも年間計画書や年間実績表など活動の内容が分かるものであれば構いません。

※利用登録ができるのは、市内に在住、在学又は在勤している方がメンバーの2分の1以上を占め、市内に活動の本拠を置く団体です。(代表者が満18歳以上で市内に在住、在学又は在勤する方が10人以上所属している団体に限ります。)

※提出書類の大きさは、函面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4判としてください。

※提出書類は、パソコン等で作成し白黒で印刷いただくか、黒又は青のボールペンでご記入ください。

※提出いただいた書類はお返しできません。

※持参及び郵送いただいてから、およそ1週間で登録証をお送りします。当日の登録証交付はできませんので、余裕をもった申請をお願いします。

■お問い合わせ

〒210-0869 川崎市川崎区東扇島58-1

東扇島東公園管理事務所 TEL 044-288-5523